

将来、子どもを産み育てることを望む  
すべてのがん等の患者さんとそのご家族へ

## 奈良県小児・AYA世代の がん患者等の妊孕性温存療法 研究促進事業のごあんない

奈良県では、国の事業を活用し、将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがん等の患者さんが希望をもってがん治療に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する治療費用の一部を助成しています。



# 妊孕性温存療法とは

抗がん剤や放射線治療等により、主に卵巣や精巣等の機能に影響を及ぼし、生殖機能が低下する又は失われることがあります。

そのため、原疾患の治療を開始する前に胚(受精卵)、卵子、卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結し保存するものです。

○原疾患の治療を最優先に行う必要があるため、適応とならない(実施できない)患者さんもいます。

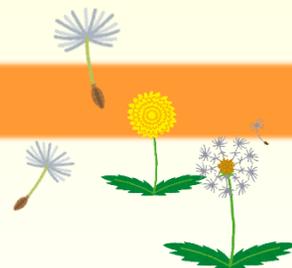
○妊孕性温存療法は原疾患治療後の妊娠を保証するものではありません。

原疾患の治療を開始する前に、主治医から十分に説明を受け、納得したうえで妊孕性温存療法を行ってください。

## 対象となる方

以下1～7の要件を全て満たす方

1. 申請日時点において奈良県内に住所を有する方
2. 対象となる妊孕性温存療法実施日(凍結保存日)に43歳未満の方
3. 原疾患の治療内容が(1)～(4)のいずれかに該当する方
  - (1)ガイドライン(※1)の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
  - (2)乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定される治療
  - (3)造血幹細胞移植が実施される非がん疾患  
再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群(ファンコニ貧血等)、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
  - (4)アルキル化剤が投与される非がん疾患  
全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
4. 県が指定する指定医療機関(※2)において令和3年7月1日以降に妊孕性温存療法を受けた方  
(奈良県の指定医療機関は随時、奈良県ホームページに掲載予定です)
5. 担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
6. 妊孕性温存療法に係る国の研究(※3)への参加に同意した方
7. 助成対象費用に対し、不妊に悩む方への特定治療支援事業に基づく助成を受けていない方



(※1)「小児・思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版」(一般社団法人日本癌治療学会 編)

(※2)指定医療機関は、都道府県知事が指定した医療機関で、県外の医療機関でもその都道府県の指定を受けている場合は、奈良県が当該医療機関を指定したとみなす。指定の有無については各医療機関におたずねください。

(※3)「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施について(令和3年3月23日付健発0323第6号)」に基づく、患者からの臨床データ等を収集し、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究をいう。

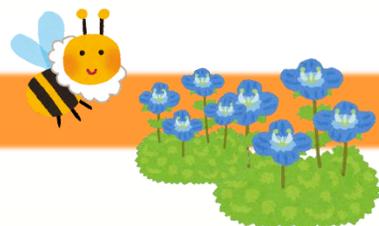
# 対象となる治療・費用等

対象治療にかかる治療費及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外費用が対象となります。

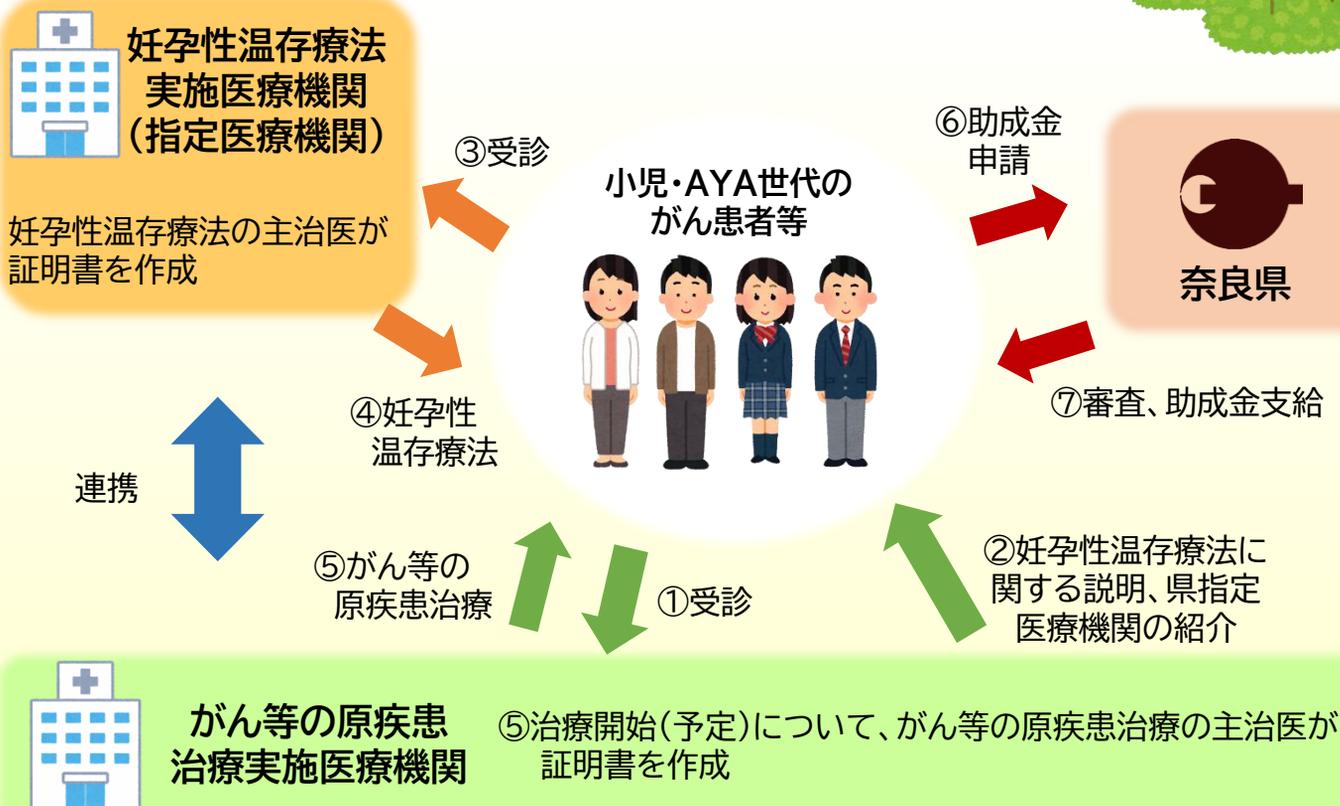
対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

※入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持にかかる費用は対象外です。

※助成回数は対象者1人に対して通算2回までとします。なお、異なる治療を受けた場合でも、通算2回までとします。



# 手続きの流れ



## 申請に必要な書類

1. 奈良県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業参加申請書
  2. 奈良県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業に係る証明書  
※妊孕性温存療法実施医療機関と原疾患治療実施医療機関の2種類が必要です。
  3. 奈良県内に住所を有していることが確認できるもの  
住民票(マイナンバーの記載がないものに限る)
- ※申請書類は奈良県ホームページからダウンロードいただけます。

## 申請期限と提出方法

### 【申請期限】

助成対象の妊孕性温存療法に係る費用の支払日の属する年度内に申請してください。ただし、妊孕性温存療法後、期間をおかずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により当該年度内に申請できない場合は、翌年度に行うことができます。

### 【提出方法】

郵送または持参により申請してください。

○がん疾患により妊孕性温存療法を実施される方

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 がん対策係  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

○非がん疾患により妊孕性温存療法を実施される方

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地

## 問合せ先

○奈良県ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/59479.htm>

○がん疾患により妊孕性温存療法を実施される方

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課 がん対策係  
電話:0742-27-8928(直通)

○非がん疾患により妊孕性温存療法を実施される方

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係  
電話:0742-27-8661(直通)

